

使用開始日
2026年4月9日

One ETF ESG

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他 (FTSE JPX Blossom Japan Index)

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「One ETF ESG」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年4月8日に関東財務局長に提出しており、2026年4月9日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆5,913億円
(2026年1月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

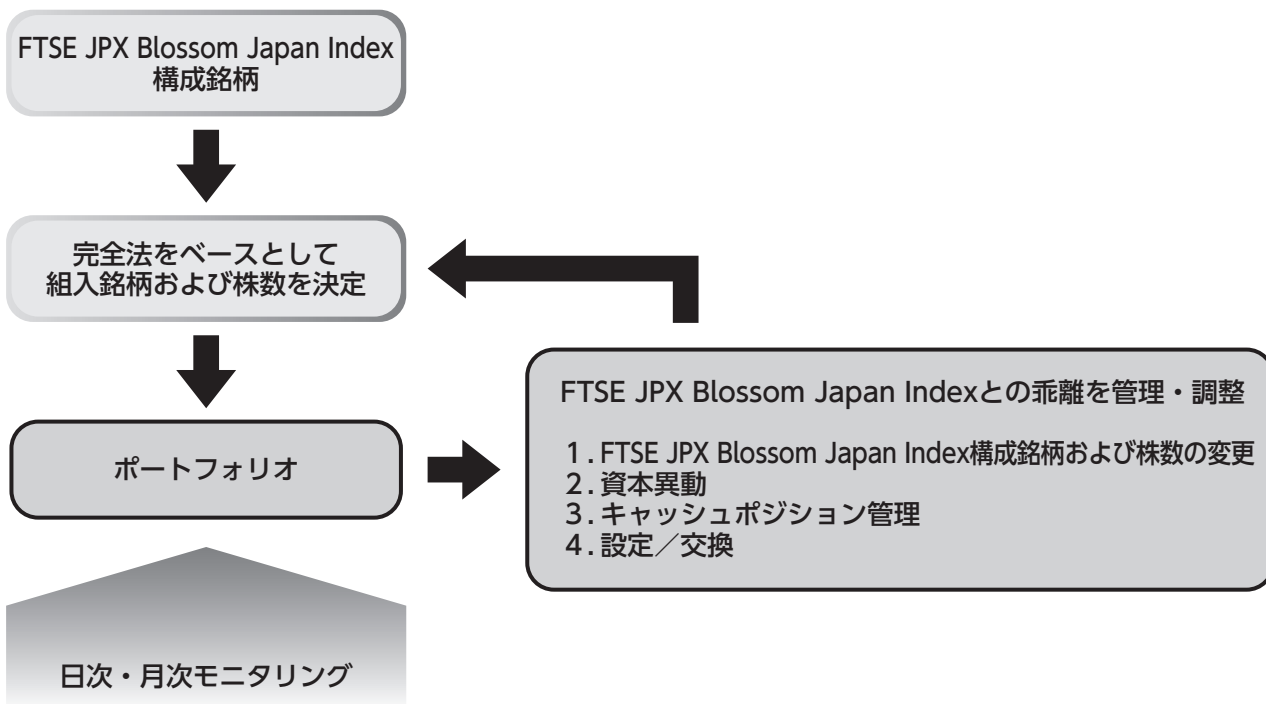
この投資信託は、FTSE JPX Blossom Japan Indexの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 FTSE JPX Blossom Japan Index(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含む。)の株式に対する投資として運用を行います。
- 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 当ファンドは対象指数に連動する投資成果をめざす運用を行うことにより、原則として、組入銘柄のうちESGを主要な要素として選定する銘柄の比率を合計100%とすることを目標としています。
ただし、対象指数の採用銘柄が合併・買収やESGに関連する不祥事の発生などにより、一時的に基準を満たさなくなった場合を除きます。

※信託財産で保有する株式の貸付取引を行う場合があります。



- 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 対象指数に連動する投資成果をめざすため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。



ファンドの目的・特色

●FTSE JPX Blossom Japan Indexとは

FTSE JPX Blossom Japan Indexは、ESG*（環境、社会、ガバナンス）要因への対応力が優れた企業で構成する株価指数で、FTSE International Limited（以下「FTSE社」といいます。）が2014年9月22日を基準値100として算出・公表するものです。構成銘柄の定期見直しは原則として年2回（6月、12月）行われます。

* ESGとは環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものです。

※FTSE社のホームページ（2026年1月末現在）：<https://www.lseg.com/ja/ftse-russell/indices/blossom-japan#t-ftse-jpx-blossom-japan-index>

●対象指数におけるESGの具体的内容および勘案方法

対象指数では、FTSE社によるESGスコアが一定の基準を上回る銘柄が指数構成銘柄となります。当該ESGスコアは、ESG課題に対する企業の関与度合いと管理体制を評価しており、その評価項目はE（環境）／S（社会）／G（ガバナンス）の3つのピラー、それぞれのピラーを構成する14のテーマで構成されております。ESGスコアが一定の基準に達しない銘柄、重大なESG関連不祥事が認められる銘柄は指数構成銘柄から除外されます。

ESGスコアの評価項目			
環境 (Environment)	社会 (Society)	ガバナンス (Governance)	3つのピラー
生物多様性 気候変動 汚染と資源 サプライチェーン（環境） 水の安全保障	顧客に対する責任 健康と安全 人権と地域社会 労働基準 サプライチェーン（社会）	腐敗防止 コーポレート ガバナンス リスクマネジメント 税の透明性	14のテーマ

※FTSE社のデータを基にアセットマネジメントOne作成

※上記の内容は、2026年1月末現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

●対象指数を選定した理由

対象指数は、ESG課題に対する各企業の関与度合いや管理体制を考慮したESGの総合指数と考えられること、構成銘柄を決定する際の評価項目やESGスコアに応じた組入基準等が公表され透明性があること、構成銘柄はESGスコアが一定以上の銘柄のみで構成され、銘柄選定基準も適切であると判断されたこと等からベンチマークとして選定しました。

委託会社のスチュワードシップ方針

- 委託会社は、スチュワードシップ活動における適切な体制とガバナンスの下、財務情報のみならず、ESG（環境・社会・ガバナンス）要因等の非財務情報も考慮し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）や議決権行使を行うことで、お客さまの中長期的な投資収益の拡大をめざします。
- 委託会社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使等、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況等について、委託会社ホームページ等を通じ、定期的に報告いたします。

※詳細は、委託会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/company/stewardship/>）をご覧ください。

※上記の内容は、2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - ・売買単位は1口単位です。
 - ・取引方法は原則として株式と同様です。
 - ・売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
- 取得申込み(追加設定)は株式によって行われます。
 - ・委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。
 - ・所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。
 - ・通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、当ファンドでは行うことができません。

指数の著作権等

The One ETF ESG has been developed solely by Asset Management One Co., Ltd.. The One ETF ESG is not in any way connected to or sponsored, endorsed, sold or promoted by the London Stock Exchange Group plc and its group undertakings, including FTSE International Limited (collectively, the "LSE Group"), or the JPX Market Innovation & Research, Inc.(together, the "Licensor Parties"). FTSE Russell is a trading name of certain of the LSE Group companies.

All rights in the FTSE JPX Blossom Japan Index (the "Index") vest in the Licensor Parties. "FTSE®" and "FTSE Russell®" are a trade mark(s) of the relevant LSE Group company and are used by any other LSE Group company under license. "JPX®" is a trade mark of Japan Exchange Group, Inc..

The Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. The Licensor Parties do not accept any liability whatsoever to any person arising out of (a) the use of, reliance on or any error in the Index or (b) investment in or operation of the One ETF ESG. The Licensor Parties makes no claim, prediction, warranty or representation either as to the results to be obtained from the One ETF ESG or the suitability of the Index for the purpose to which it is being put by Asset Management One Co., Ltd..

One ETF ESGは、アセットマネジメントOne株式会社によって開発されたものです。One ETF ESGは、ロンドン証券取引所グループおよびその関連企業(FTSE International Limitedを含む、以下「LSEグループ」)、またはJPX Market Innovation & Research, Inc.(以下「ライセンサー関係者」)と一切関係がなく、後援、保証、販売、またはプロモーションを行っているものではありません。FTSE Russellは、LSEグループ企業の商号です。

FTSE JPX Blossom Japan Indexにおける全ての権利は、LSEグループに帰属します。また、「FTSE®」および「FTSE Russell®」は、LSEグループの商標であり、LSEグループがライセンスのもとで使用しています。「JPX®」は、Japan Exchange Group, Inc.の商標です。

インデックスは、FTSE International Limitedまたはその関連会社、代理店、またはパートナーによって計算されます。LSEグループは、(a) インデックスの使用、依存、または誤りに起因するいかなる事象、または(b) One ETF ESGへの投資や運用に起因するいかなる事象について一切の責任を負いません。ライセンサー関係者は、One ETF ESGから得られる結果や、インデックスがアセットマネジメントOne株式会社によって使用される目的の適合性について、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

■ 主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は、行いません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年1月、7月の各8日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が対象指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄について、指数の算出方法ごとの評価価格若しくは構成銘柄異動のタイミングで取引できない場合があること
 - ・当ファンドと対象指数の個別銘柄毎の構成比率が完全に一致しないこと
 - ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、信託財産に現金が発生すること
 - ・先物を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
 - ・信託報酬等のコスト負担があること
- 当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

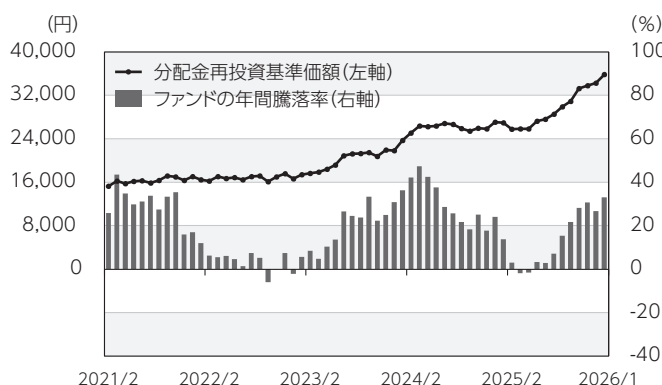
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



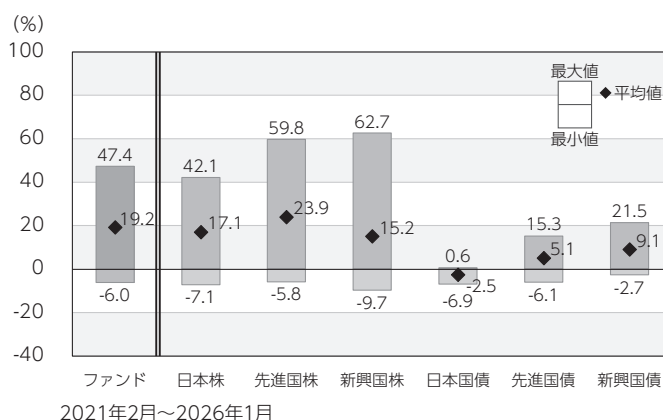
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

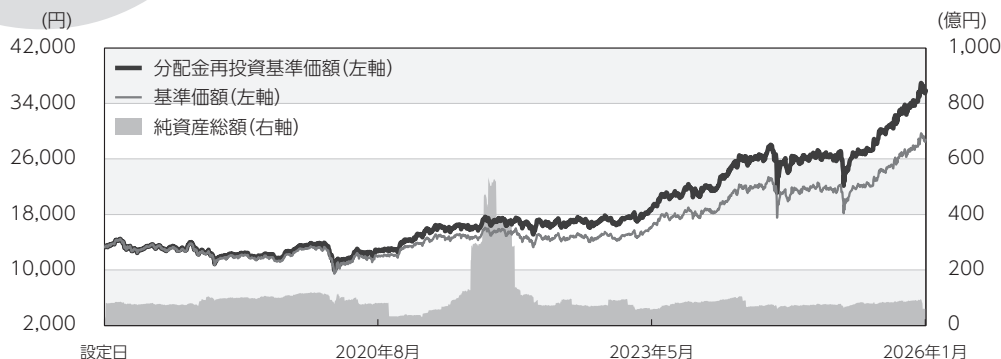
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2026年1月30日

基準価額・純資産の推移 《2017年11月27日～2026年1月30日》



※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。設定当初の投資元本は13,344円(1口当たり)です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2017年11月27日)

分配の推移(税引前)

2024年 1月	189円
2024年 7月	328円
2025年 1月	227円
2025年 7月	267円
2026年 1月	273円
設定来累計	3,550円

※分配金は1口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.58
内 日本	97.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.42
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.37

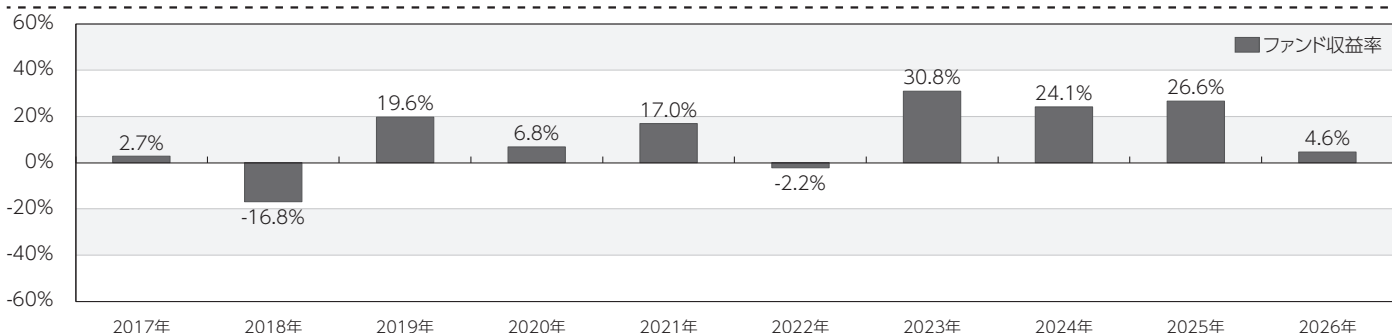
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	20.59
2	銀行業	9.88
3	輸送用機器	8.03
4	卸売業	8.01
5	機械	5.31

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	5.37
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.60
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	3.18
4	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.00
5	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	2.41
6	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	2.39
7	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.36
8	三菱重工業	株式	日本	機械	1.95
9	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.93
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.81

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

受益権の取得	受益権の取得は、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオによる設定に限定します。現物株式ポートフォリオの評価額が、取得申込口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします(以下、現物株式ポートフォリオに金銭を含めて現物株式ポートフォリオ等といいます。)
取得単位	1ユニット以上1ユニット単位とします。 「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。 取得申込口数は、10口の整数倍とし、現物株式ポートフォリオ1単位の評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、取得申込受付日に委託会社が定めます。 ※委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込日に適用される現物株式ポートフォリオの銘柄および数量を提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額(当ファンドの基準価額は1口当たりで表示されます。)
払込期日	取得申込者は販売会社の指定する日までに、現物株式ポートフォリオ等を販売会社に引き渡すものとします。
受益権の交換	受益者は、自己の有する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を請求することができます。
交換単位	委託会社が定める口数(最小交換口数)の整数倍 ※「最小交換口数」は、委託会社が交換請求受付日の2営業日前までに提示します。
交換価額	交換請求受付日の基準価額
交換株式の交付	原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として委託会社が別に定める時刻までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います(お申込みがこれを経過した場合は翌営業日受付とします。)
取得の申込期間	2026年4月9日から2026年10月8日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
取得申込不可日	原則として、以下の日を取得申込受付日とするお申込みはできません。ただし、以下の①から②に該当する場合であっても、委託会社の判断により取得申込みを受理することがあります。 ① 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ② ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ③ 上記①から②のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
交換申込不可日	原則として、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。ただし、以下の①から②に該当する場合であっても、委託会社の判断により交換申込みを受理することがあります。 ① 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ② ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ③ 上記①から②のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき



手続・手数料等

配当落日および権利落日にかかる取得・交換申込みについて	取得・交換のお申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の時価総額に相当する金額について、金銭による取得・交換ができるものとします。ただし、取得申込み時には当該株式を取得するために必要な費用に相当する金額がかかる場合があります。ファンドの費用・税金の欄外をご覧ください。
交換制限	委託会社は約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合に、大口の交換請求に制限を設ける場合があります。
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取り消す場合があります。
受益権の買取り	販売会社は、以下の①②に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、②の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。 ① 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 ② 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
信託期間	無期限(2017年11月27日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10万口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合 なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた約款の変更が書面決議により否決された場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。
決算日	毎年1月および7月の各8日
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信託金の限度額	10兆円相当額
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	作成しません。
課税関係	課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。 特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用が可能です。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社が定める額 取得時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに取得に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。
交換（買取り）時手数料	販売会社が定める額 交換時手数料は、受益権の交換または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%(税抜0.13%)以内の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 2026年4月8日現在は、年率0.143%(税抜0.13%)になります。配分は以下の通りです。 <table><tr><th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年率0.10%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価</td></tr></table> ②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年4月8日現在は、品貸料の49.5%(税抜45%)以内になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.10%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務								
委託会社	年率0.10%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価								
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価								
その他の費用・手数料	◆対象指数にかかる商標使用料等(2026年4月8日現在) 信託財産の純資産総額の年率0.01%以内 ◆受益権の上場にかかる費用(2026年4月8日現在) ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額)に対して0.00825%(税抜0.0075%) 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。 また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。									

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

※取得申込者が現物株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額を金銭にて支払うものとします。この場合において、委託会社は、当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売 却 時 お よ び 交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時および交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。